二十三　カッコウ。ただし、外用剤及び一日量中カッコウ三ｇ以下を含有するものを除く。
二十四　カッコン。ただし、外用剤及び一日量中カッコン四ｇ以下を含有するものを除く。
二十五　カッセキ。ただし、外用剤及び一日量中カッセキ一・五ｇ以下を含有するものを除く。
二十六　カラコウボク。ただし、外用剤を除く。
二十七　カラセンキュウ。ただし、外用剤及び一日量中カラセンキュウ二・五ｇ以下を含有するものを除く。
二十八　カロコン。ただし、外用剤を除く。
二十九　カワヤナギ。ただし、外用剤を除く。
三十　カンショウコウ
三十一　カンゾウ。ただし、外用剤、一日量中カンゾウ一ｇ未満を含有するもの及び一日量中カンゾウ一ｇ以上を含有するもの（甘草乾姜湯、中健中湯及び排膿散及湯に限る。）を除く。
三十二　カンボウイ。ただし、外用剤を除く。
三十三　キササゲ。ただし、外用剤を除く。
三十四　キョウカツ。ただし、外用剤及び一日量中キョウカツ〇・一五ｇ以下を含有するものを除く。
三十五　キョウニン。ただし、外用剤及び一日量中キョウニン〇・二ｇ以下を含有するものを除く。
三十六　クコヨウ。ただし、外用剤を除く。
三十七　クジン。ただし、外用剤を除く。
三十八　クバク
三十九　クレンピ。ただし、外用剤を除く。
四十　ケイガイ。ただし、一日量中ケイガイ一ｇ以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。
四十一　ケイガイホ。ただし、一日量中ケイガイホ一ｇ以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。
四十二　ケンゴシ。ただし、外用剤を除く。
四十三　ケンゴシ脂。ただし、外用剤を除く。
四十四　ゲンジン。ただし、外用剤及び一日量中ゲンジン〇・五ｇ以下を含有するものを除く。
四十五　睾丸抽出物。ただし、外用剤を除く。
四十六　コウクジン。ただし、外用剤を除く。
四十七　コウブシ。ただし、外用剤を除く。
四十八　コウボク。ただし、外用剤及び一日量中コウボク〇・三ｇ以下を含有するものを除く。
四十九　コウホン
五十　コクロジン。ただし、外用剤を除く。
五十一　コケモモヨウ。ただし、外用剤を除く。
五十二　ゴシツ。ただし、外用剤及び一日量中ゴシツ一・五ｇ以下を含有するものを除く。
五十三　ゴシュユ。ただし、外用剤及び一日量中ゴシュユ〇・四ｇ以下を含有するものを除く。
五十四　コジョウコン
五十五　ゴボウシ。ただし、外用剤及び一日量中ゴボウシ一・五ｇ以下を含有するものを除く。
五十六　ゴレイシ。ただし、外用剤を除く。
五十七　コロンボ。ただし、外用剤を除く。
五十八　コンズランゴ。ただし、外用剤を除く。
五十九　サイコ。ただし、外用剤及び一日量中サイコ〇・七ｇ以下を含有するものを除く。
六十　サイシン。ただし、外用剤及び一日量中サイシン〇・三ｇ以下を含有するものを除く。
六十一　サンショウコン。ただし、外用剤を除く。
六十二　ジオウ。ただし、外用剤及び一日量中ジオウ〇・八ｇ以下を含有するものを除く。
六十三　シオン。ただし、外用剤を除く。
六十四　ジコッピ。ただし、外用剤及び一日量中ジコッピ〇・二ｇ以下を含有するものを除く。
六十五　ジセキ。ただし、外用剤を除く。
六十六　シツリシ。ただし、外用剤を除く。
六十七　シベット。ただし、外用剤を除く。
六十八　シャカンゾウ。ただし、外用剤及び一日量中シャカンゾウ一ｇ未満を含有するものを除く。
六十九　シャクナゲヨウ
七十　ジャコウ。ただし、外用剤を除く。
七十一　ジャショウシ。ただし、外用剤及び一日量中ジャショウシ〇・六ｇ以下を含有するものを除く。
七十二　絨毛組織加水分解物。ただし、外用剤を除く。
七十三　シュロジツ。ただし、外用剤を除く。
七十四　ショウブコン。ただし、外用剤を除く。
七十五　ショウマ。ただし、外用剤及び一日量中ショウマ〇・一五ｇ以下を含有するものを除く。
七十六　静脈血管叢エキス
七十七　ショウレンギョウ。ただし、外用剤を除く。
七十八　ジリュウ。ただし、外用剤及び一日量中ジリュウ一・五ｇ以下を含有するものを除く。
七十九　シンイ。ただし、外用剤及び一日量中シンイ〇・三ｇ以下を含有するものを除く。
八十　ジンギョウ。ただし、外用剤を除く。
八十一　ジンコウ。ただし、外用剤及び一日量中ジンコウ一ｇ以下を含有するものを除く。
八十二　シンモッコウ。ただし、外用剤を除く。
八十三　スイサイヨウ。ただし、外用剤を除く。
八十四　セイヨウトチノキ種子。ただし、外用剤を除く。
八十五　ゼオライト。ただし、外用剤を除く。
八十六　セキイ。ただし、外用剤を除く。
八十七　セキサン。ただし、外用剤を除く。
八十八　セキショウコン。ただし、外用剤を除く。
八十九　セッコウ。ただし、外用剤及び一日量中セッコウ一・五ｇ以下を含有するものを除く。
九十　セッコク。ただし、外用剤を除く。
九十一　セッコツボク。ただし、外用剤を除く。
九十二　セッコツヨウ。ただし、外用剤を除く。
九十三　センキュウ。ただし、外用剤及び一日量中センキュウ二・五ｇ以下を含有するものを除く。
九十四　ゼンコ。ただし、外用剤及び一日量中ゼンコ一・二五ｇ以下を含有するものを除く。
九十五　センコツ。ただし、外用剤を除く。
九十六　センソ。ただし、外用剤を除く。
九十七　茜草
九十八　センナ（別名センナヨウ）
九十九　センナジツ
百　センプクカ
百一　センボウ。ただし、外用剤を除く。
百二　センレンシ。ただし、外用剤を除く。
百三　ソウキセイ（ヤドリギ科の植物を基原とする生薬を含む。）。ただし、外用剤を除く。
百四　ソウジ
百五　ソウジュツ。ただし、外用剤及び一日量中ソウジュツ二・二五ｇ以下を含有するものを除く。